

平成19年12月19日
動物検疫所長

動物検疫所入札等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成19年11月2日の「公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて、随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知）において設置することとされた入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の委員、組織、会議、庶務その他委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第2条 委員会は、平成5年12月21日付けの中央建設業審議会会長からの建議を受けて、入札・契約手続の改善に関する具体的対応について（平成6年2月23日付け6経第205号農林水産事務次官依命通知）において設置することとされた入札監視機関とする。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、動物検疫所長（以下「所長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 動物検疫所に所属する契約担当官等が締結した契約のうち、次に掲げる契約を除いたものに関し、その入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
 - イ 国の収入原因契約
 - ロ 国の行為を秘密にする必要がある契約
 - ハ 予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約
 - (2) 前号の契約のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
 - (3) 工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）第3に規定する再苦情及び請負工事成績評定要領（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）第11に規定する苦情の処理を行うこと。
- 2 前項第2号の抽出の方法については、委員会が定める。ただし、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（提案者）が1者のものについては、競争参加資格の設定について審議する必要があるため、重点的に抽出する。

(委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、所長が委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 7 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。

(会議)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の事務に係る会議は、原則として、3箇月に1回開催する。ただし、このほか必要に応じて開催することを妨げない。

- 2 第3条第1項第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 会議は、非公開とする。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、第3条第1項第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、所長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。この場合、所長は、その内容を契約担当官等が所属する所の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、当該意見の具申又は勧告を受けて所属長が講じた措置について、次回以降の委員会で報告を受けるものとする。
- 3 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第3条第1項第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとして却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を所長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、第3条第1項各号の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、動物検疫所総務部会計課経理第1係長が処理する。

(公表)

第10条 所長は、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後、遅滞なく、公表する。

2 所長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後、遅滞なく、これを公表する。

3 所長は、審議に係る議事の概要を取りまとめの上、必要な資料とともに、委員会終了後、遅滞なく、これを公表する。

(報告の様式)

第11条 委員会への第3条第1項第1号の報告は、別紙様式1から5までによるものとする。ただし、談合の事実があった場合には、談合情報等の対応状況を取りまとめた書類を併せて委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。